

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24年 6月11日現在

機関番号：24402

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730090

研究課題名（和文） 包括担保化時代における事業再生・債権の優先順位の比較法的考察

研究課題名（英文） Comparative study of the law of corporate rescue and priorities of claims in the age of the security over all of property

研究代表者

高田 賢治（TAKATA KENJI）

大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：40326541

研究成果の概要（和文）：債権者が債務者の全財産を担保目的財産とすることができるとする。そのような包括担保化時代を前提にすると、一般債権者を平等に救済することを目的とする倒産手続は、どのような役割を果たすことができるであろうか。包括担保が発展するイギリス法を参照して、事業再生と債権の優先順位の関係から分析した結果、イギリスは、事業再生を促進するために、担保目的財産の一定割合を無担保債権者に割り当て、担保権者のための手続から無担保債権者も含めた利害関係人のための手続へ事業再生手続を改正したことがわかった。

研究成果の概要（英文）：Creditors can have security over all of debtors' property. What is the aim of Insolvency proceedings which save the general creditors equally, if it is popular? I studied the UK insolvency law from the point of view of corporate rescue and priority of claim. As a result, UK law introduced the ring fence for general creditors and reformed the administrative receivership from for secured creditors to both of secured creditors and general creditors. I found that the objective of the law reform was corporate rescue.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	400,000	120,000	520,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：

キーワード：事業再生・倒産法・民事法学

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 倒産手続においても、事業再生のために、担保権に対してなんらかのかたちで制約する必要があると考えられている。これは、担保目的財産が個別資産として換価・処分されると、事業としての一体的な価値を破壊するため、個別の担保権行使による債権回収を制約して企業の価値を維持するというのが主たる理由として挙げられる。

(2) ところが、集合動産や将来債権などの担保化が進み、包括担保化時代が到来すると、企業の財産のほぼすべてを担保目的とする担保権の設定が可能となる。そうすると、一人の担保権者が企業の財産を包括的に担保目的財産として把握する事態が生じるであろう。このような包括担保化時代が現実到来すると、企業の継続事業価値の破壊の防止という担保権の制約を正当化する根拠は、

その前提を失い、事業再生をするかどうかは担保権者の判断に実質的に委ねられてしまうであろう。既に、実際上の問題として、無担保債権者に対する配当が大幅に減少するのではないかと、事業再生において資金繰りが苦しくなるのではないかとといった指摘が既にされている。

先行研究は、比較法の対象としてアメリカ法を念頭に置いており（アメリカにおけるUCC改正議論や法と経済学）、清算価値保障原則・絶対優先原則という倒産法理論上の原則を前提として、それらをどのようにして維持することができるかという観点から検討している。

研究開始当初の学術的背景は以上の通りである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、絶対優先原則・清算価値保障原則という倒産法理論の原則から出発するのではなく、現実に包括担保化された担保法制を有する諸国において、包括担保化と事業再生とをどのようにして両立させているのか、包括担保化による無担保債権者の配当減少という問題をどのようにして解決しているのかという観点から研究することを目的とする。

(2) そこで、本研究においては、浮動担保権（フローティングチャージ）が普及しており、包括担保化が進んでいるイギリスを主たる研究対象として比較研究を行う。

これまで債権の優先順位については、イギリス・アメリカ・カナダ・オーストラリアの状況を概観する研究をした。この研究を契機として、包括担保化時代を経験しているイギリスの事業再生と債権の優先順位に関する近時の改正は、わが国の担保権制約の論理とは全く異なる論理が働いているのではないかと考え、我が国における包括担保化時代における倒産法を検討するにあたって重要な示唆を得られるであろうと考えた。

## 3. 研究の方法

研究方法としては、まず、研究対象の時代区分としては、イギリスの現行倒産法である1986年倒産法、及びそのベースとなったコーク委員会最終報告書を扱い、さらに、1986年倒産法成立後の主要な法改正である、2002年エンタープライズ法による倒産法改正、及び同法施行後の状況を中心に扱う。

この時期のイギリス倒産法に焦点を当てて研究することによって、現代的な意味における包括担保と事業再生との関係、包括担保と債権の優先順位との関係を適切に考察することができると考えたからである。

## 4. 研究成果

(1) 研究を開始するに当たり、まずは、倒産法制の全体の基盤である機関について調査することから開始した。まず、イギリス倒産法における管財人制度等に関して研究を進め、1986年イギリス倒産法の成立過程とその後の改正を研究した。その成果を日本民事訴訟法学会大会において報告した。この研究の結果、イギリスでは管財人とは別に、管財官（オフィシャル・レシーバー）という公益を保護する行政機関が、債務者の調査について重要な役割を担っていること、管財官の制度が行政コスト削減の観点から役割を見直された時期があったこと、それでも現在なお商道徳維持の観点から管財官制度が維持されていることなどが明らかになった。

(2) 次に、1986年イギリス倒産法が、2002年エンタープライズ法によって大きく改正されたことを研究した。そして、2002年エンタープライズ法が、じつは1986年倒産法の基礎となったコーク・レポートの影響を受けていることを指摘した。

また、1986年倒産法において倒産実務家資格制度が実施された意義は、破産や強制清算の手續との関係では管財人の裁量を拡大することを正当化する側面をもつことを明らかにした。

倒産実務家資格のもう一つの側面として、倒産実務家資格制度が目指した柔軟な事業再生手續の適正化の観点から、包括担保権の実行手續である管理レシーバーシップ、事業再生のための手續である会社管理（アドミニストレーション）について、それぞれ研究した。

(3) 以上のような基礎研究による視点をふまえて、包括担保化時代における事業再生・債権の優先順位の比較法的考察という研究課題をすすめるために、2002年エンタープライズ法、会社管理の改正に関する情報が含まれるイギリス倒産法および担保法の文献を収集し、さらなる分析を進めた。

わが国の包括担保の利用状況など、担保利用の実情を知るために、ABL法制研究会に参加した。集合債権譲渡担保や集合動産譲渡担保に関して実務家による報告と研究者も含めた議論がされて、わが国の包括担保の現状と課題について有益な情報を得ることができた。

各論的な研究も進めており、物上保証における無償否認の判例研究をした。そして、担保の効力が事後的に否定されることは債権者にとって大きなリスクであるが、従来の判例がネックとなり、十分な与信がされない危険性がわかった。

また、取戻権としての地位を獲得することで、いわゆる『倒産隔離』を実現する動きが、近時注目されており、その手法の一つとして信託がある。そこで、受託者破産において信

託財産が受託者の固有財産とされる時点について判断した裁判例を素材として、倒産隔離と相殺の問題について信託法の研究をした。解釈による信託で救済される債権者がいる一方で、財産の移転時期など契約条項がない状況において解釈で決めなければならないことが多いという課題があることがわかった。

また、事業再生と債権の優先順位とが関係する問題として、非自発的な一般債権者を事業再生型の手続においてどのように救済すべきであるかが重要問題であるが、最高裁判例を素材として、事業再生における非自発的債権者の救済の問題を研究した。非自発的債権者の救済をするとしても価値観の相違によって具体的に考える債権者像に大きな隔たりが生じることがわかった。

(4)以上の総論的・各論的研究を前提として、包括担保化時代における事業再生・債権の優先順位の比較法的考察をさらに進めるため、イギリスの倒産法およびコーポレート・ファイナンス法の文献を収集し、分析した。

動産や将来債権など不動産以外の財産を包括的に担保として設定することが可能であるとすると、一般の無担保債権者に対する平等な弁済を目的とする倒産手続は、どのような役割を果たすことができるのかという問題意識で研究を進めた成果として、平成23年11月開催のABL法制研究会において、「イギリスにおけるABL(包括担保)と事業再生」というテーマで研究報告をした(なお、同研究会は、民法研究者、倒産法研究者、実務家などが参加する研究会であり、有益な議論をすることができた)。

上記報告の内容のポイントは、次の点である。

#### ①フローティング・チャージと事業再生

2002年エンタープライズ法による改正前の特徴、

・現在の財団だけでなく将来の財産をも担保目的財産とすることができた。

・担保権設定者は、担保目的財産を担保権者の同意なしに処分することができた。

・結晶化の発生事由は、清算、レシーバーの任命、事業の停止。

結晶化の効果は、固定担保となること。

結晶化後、資産は処分禁止となり、担保権実行が可能となる。

#### ②フローティング・チャージの利点

・管理レシーバー(administrative receiver)任命資格あった。

・レシーバーは、通常、担保権者の回収を最大化する方法で事業運営した。

・1986年倒産法：会社管理(administration)導入。

会社救済(corporate rescue)促進のため。管理人(administrator)の職務は、4つの制定法上の目的をもつ。

a) 会社ないし事業の存続

b) 任意整理の成立

c) 会社債権者との債務免除または整理計画の締結

d) 清算よりも有利な換価

\*会社管理の開始前に目的を指定。

管理レシーバーを任命する資格のある担保権者は、管理人選任拒否権をもつ。会社管理と管理レシーバーでは管理レシーバーが優先していたことになる。

#### ③会社管理

・管理人は、総債権者のために職務を遂行する。

・会社管理の手続費用は、フローティング・チャージ目的資産から弁済。

・裁判所の許可を要せずにフローティング・チャージの目的資産の処分権あり。

1980～1990年代の判例によって、会社のほとんどの財産に固定担保を設定することができた。残る資産にフローティング・チャージを設定し、「軽量級」フローティング・チャージと呼ばれ、管理レシーバー任命資格(管理人の任命を拒否する資格)が、ほぼ唯一の利点とされた。

#### ④2002年エンタープライズ法による改正後

管理レシーバーシップと会社管理

・エンタープライズ法による改正で、フローティング・チャージ権利者の管理レシーバー任命資格が廃止された。ただし、管理レシーバーが任命できる例外がある。

・フローティング・チャージ権利者に裁判外における管理人任命権限が付与された。

・会社の取締役と会社自身もこの管理人の任命権限をもつ。その他のすべての債権者は、裁判所に任命申立をしなければならない。

#### ⑤会社管理の目的の改正(「再建文化(rescue culture)」の促進)

a) 会社をゴーイング・コンサーンで救済すること

b) a)が不可能な場合にのみ、清算によるよりも債権者にとってよりよい結果を達成すること

c) b)が不可能な場合にのみ、担保権者又は優先的債権者に対して配当するために財産を換価すること

\*事業譲渡または組織変更(reorganization)による倒産回避。

管理レシーバー(およびレシーバーが主に義務を負っているフローティング・チャージ権利者)は、事業再生を妨げる方法で行動するいくつかのインセンティブがあった。

第1に、フローティング・チャージ権利者

は、経営困難の最初の兆候があったときに、管理レシーバーを任命することができた。これは、他の債権者や取引先にシグナルを送っていた。

第2に、資産の個別売却によってフローティング・チャージ権利者に対して弁済するための十分な価値が得られる場合、会社をゴーイング・コンサーンで売却するインセンティブがない。個別売却は、通常、早期売却であり、管理レシーバーは市場価値よりも低く評価することになった。第3に、管理人は、債権者に会社任意整理（CVA）を提案することができる。

管理レシーバーシップは、多くの場合に、事業がゴーイング・コンサーンで売却されており、事業再生にとって適切な手段であったが、会社の構造を再建するには適さなかった。これは、会社の組織変更をする必要があったが、組織変更に適するのは会社管理であったからである。

#### ⑥エンタープライズ法の効果

レシーバーの第一の義務は、チャージ権利者であり、チャージ権利者の利益のために、財産を管理する。担保目的財産の売却に関して、レシーバーが売却時期、是非を選択することができ、より高い値段で得るために資産を改良するために時間、費用、もしくは労力をかける必要はないとされている。

これとは反対に、管理人は、会社に対してコモンロー上の注意義務を負っており、そのため、たとえば、管理人は、会社財産の適正価格での売却とそのための適時での売却について相当の注意（reasonable care）を払う義務を負う。さらに、管理人は、会社管理の目的のヒエラルキーの制約を受けており、最初の二つの目的を達成することがいづれも合理的に実行することができないと考える場合（その場合には、担保付債権者のためにのみ職務を遂行しなければならない）でない限り、総債権者の利益のために職務を遂行しなければならないとされている。そして、管理人が選任されると、担保付債権者による担保権実行（買取選択権付貸借合意および所有権留保売買にもとづく実行も含む）が禁止される。

会社管理においては（管理レシーバーシップと異なり）、無担保債権者とフローティング・チャージ権利者以外の担保権者が発言権をもつ。管理人は、第1回債権者集会を招集しなければならないとされており、集会では計画案が承認される。また、管理人が計画案の重大な変更をする場合、集会に再提出しなければならない。しかし、管理人は、総債権者への弁済のために十分な資金が会社にある場合、もしくはリングフェンス資金を除いて無担保債権者に弁済すべき資金がない場合は、債権者集会を招集する義務を負わな

い。政府の関心は、「集団的な手続」という概念を基礎とする倒産法の国際的な発展に、会社管理は適合的であるのに対して、管理レシーバーシップの手続は適合していないという点にあった。

⑦イギリスの現行法の問題点としては、次のような点が挙げられている。判例法であること、複雑・不明確であること、それぞれに、設定、対抗要件具備、（複雑な）プライオリティ・ルールが存在するという点、登記システムの欠陥が挙げられる。そこで、改正提案もされているが、改正の選択肢としては、次のような整理がされている。まず、会社担保登記制度の改善。つまり、登記できる財産の範囲の拡大、登記の効力を主張できる相手方の明確化、通知擬制の内容の拡大など。

次の選択肢は、優先順位の変更、固定担保とフローティング・チャージとの区別の解消や担保法の法典化。

全体的改正。アメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアで採用されているノーティス・ファイリング・システムの採用。現在も改正の議論が続いている。

以上のように、イギリスでは、担保権者中心の手続から無担保債権者への配慮を促すような事業再生手続に改正されていることなどがわかった。

現在は、上記研究報告を基礎として、イギリスにおける包括担保と事業再生に関する論文にまとめる作業に取りかかっている。今後、研究論文として公表する予定である。

なお、研究成果の一部を含む研究書（単著）を刊行した。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

①高田賢治「差押禁止債権」（査読なし、別冊ジュリスト・民事執行・保全判例百選 208巻 2012年 116-117頁）

②高田賢治「公共工事前払金受託者の破産と相殺」（査読なし、東北学院大学法学 71巻、2011年 237-265頁）

③高田賢治「更生債権届出がされなかった過払金返還請求権」（査読なし、民商法雑誌 143巻 4・5号、2011年、84-90頁）

④高田賢治「物上保証と同時交換的に与信がされた場合における物上保証の無償否認」（査読なし、速報判例解説 8巻、2011年）

⑤高田賢治「イギリス倒産法における管財人制度」（査読なし、民事訴訟雑誌 56巻 2010年、215-222頁）

⑥高田賢治「イギリス倒産法における管財人制度（三・完）」（査読なし、大阪市立大学法

学雑誌 56 卷 3・4 号、2010 年、154-170 頁)

〔学会発表〕(計 1 件)

①高田賢治、イギリス倒産法における管財人制度、日本民事訴訟法学会、2009 年 5 月 6 日、学習院大学

〔図書〕(計 1 件)

①高田賢治、有斐閣、破産管財人制度論、2012、209 頁

〔その他〕

ホームページ等

上記雑誌論文のうち④は TKC の判例検索のデータベースにおいて、速報判例解説のオンライン版として掲載されている。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高田 賢治 (TAKATA KENJI)

大阪市立大学 大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：40326541

### (2) 研究分担者

該当なし。

### (3) 連携研究者

該当なし。